

11.15 確定交渉妥結

☆病気休暇の時間休取得の経過措置延長を引き出す！！

10月23日、当局が「令和元年度小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与改定等の大綱」を提示しました。市教組は更に交渉を積み上げ、最終妥結交渉にて新たな項目を引き出し、2019年度の確定交渉を妥結しました。

< 最終交渉で確認した項目 >

- 大綱で示されたものは、新たな変更は無し。
- 大綱で示されていない新たな提案は以下の通り。
 - (1) 病気休暇の取得単位の経過措置について
 - ・令和5年3月31日までの取得単位を1日又は1時間単位とする。
 - (2) 嘱託員の報酬額の決定について
 - (3) 会計年度任用職員にかかる休暇制度の改正について
 - ・現行6ヶ月未満は付与無し
 - 1ヶ月未満は付与無し
 - 1ヶ月以上2ヶ月未満：勤務日数5日以上は1日
 - 2ヶ月以上4ヶ月未満：勤務日数5日以上は2日、4日は1日、3日は1日
 - 4ヶ月以上6ヶ月未満：勤務日数5日以上は4日、4日は3日、3日は2日、
2日は1日

市教組は、春闘期から権限移譲時に水準が落とされたものの経過措置3年が切れる今回の確定交渉の水準回復を、一番の要求項目として交渉を積み上げました。特に、病休の時間休取得と要件として不妊治療を認めることを、強く要求してきました。不妊治療は大綱に盛り込ませ、時間休取得は最終交渉で引き出しました。

権限移譲時に従来県域で認められてきた権利の水準は、ほぼ回復することができました。しかし、教員には認められ事務職員に認められてない権利の復権等は、次年度の春闘期からの要求にすることを当局に通告しました。



最終妥結交渉（教育長同席）のまとめとして、市教組は、①人事評価の活用について慎重を期すこと、②業務削減を喫緊にとりくむこと、③今後の状況として「定年制」「給特法の改正・廃止」「変形労働時間制」等が想定されるが、従来通りの真摯な労使交渉をすることを強く要求しました。

市教組は、教職員の賃金・勤務労働条件の交渉団体です。
労使交渉のない一方的な変更はできません。

加入希望は分会組合員か、市教組 TEL : 953-0381 まで。